

## 広島県告示第 877 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 24 年 11 月 22 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	兵庫県宝塚市新明和町 1 - 1 新明和工業株式会社 代表取締役 大西 良弘
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市八本松西七丁目 1 - 13 新明和工業株式会社特装車事業部広島工場

### 2 申請の内容

63 ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 1 基を設置する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1) 新設

種	類	63 ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (No. 7 塗装ブース)
能	力	塗装面積 150 m <sup>2</sup> /日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手 40 日後
	使用開始予定年月日	完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時～20時 12時間連続 (季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出 される 汚水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)		6～8	5～9
		生物化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	500	1,000
		化学的酸素要求量		500	1,000
		浮遊物質質量		500	700
		窒素含有量		500	1,000
	磷含有量	500		1,000	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m <sup>3</sup> )			0	10
汚水等の排出先		外部搬出処分			

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態及び量

変更なし

### 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成24年11月22日から平成24年12月13日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市生活環境部環境対策課